

議会運営委員会会議録

(令和7年10月30日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和7年10月30日(木)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	原 田 達 也	副委員長	鷹 野 正 志
委員	尾 崎 恵 一	委員	嘉 喜 山 茂
委員	池 田 栄 次	委員	金 繁 典 子

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 吉 田 茂 生

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	土 居 章 二	主幹	尾 川 美 保
係長	山 口 昌		

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

【協議事項】

- (1) 議会関係例規の一部改正等について
- (2) 議会運営等に関する申合せ事項等の確認について
- (3) その他

開 会	13時30分
閉 会	14時59分

○鷹野副委員長 定刻になりましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

まず、委員長挨拶をお願いいたします。

○原田委員長 皆さん、こんにちは。10月の終わりということで、さすがに大分涼しくなって、過ごしやすくなってきましたが、今日は議会運営委員会の開催ということで、御案内をいたしましたところ、全員の出席をいただき、誠にありがとうございます。

今日は、内容は、前回に引き続いて、議会関係例規の一部改正についてと、あと、申合せ事項の確認について、引き続いて協議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鷹野副委員長 それでは協議につきまして、これからは委員長の司会で進めさせていただきます。お願いいたします。

○原田委員長 協議に入ります前に、前回の10月14日の議会運営委員会において、委員会等の録画放送についての協議をしました。今後の対応が決まりましたので、確認の意味も含めまして、改めてお知らせをいたします。

委員会等の録画方法については、事務局職員が動画を撮影・編集し、YouTubeに掲載をする。

事務局職員の編集技術の向上等、一定の準備期間が必要となるため、まず今年度は議会運営委員会から着手をする。そして、来年度は他の委員会への拡大について検討をしていきますが、慎重な対応を求める意見もありました。

以上のことから、本日の議会運営委員会は撮影をしております。また、既に愛南町議会のYouTubeチャンネルを開設しております。ただし、現時点では議会運営委員会の委員以外の議員に詳細を周知できていないため、まずは11月11日開催予定の議員全員協議会で、この議会運営委員会で決定したことを報告し、全議員に了承していただいた上で運営を開始していきたいと考えております。

したがいまして、本日の議会運営委員会の録画放送のYouTubeへの掲載は、11月11日開催予定の議員全員協議会後となりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、早速、協議事項に入っていきます。

まず最初に、議会関係例規の一部改正等について。前回の委員会において、議会関係例規の一部改正及び新規制定案の概要について、議会資料1に基づいて事務局より説明がございました。各委員で確認されて、何かお気づきの点があれば、今日、発言をしていただきたいと思います。何か質疑等ありませんかね。ありませんか。

金繁委員。

○金繁委員 これ、全部についてですかね。

○原田委員長 この間説明していただいた。

○金繁委員 関係例規の。

○原田委員長 そうです。

○金繁委員 一つずつやっても。一遍に全部やるんですか、全部。

○原田委員長 一遍に。

○金繁委員 この規則の改正についてとか。

○原田委員長 どこか気づいた点があれば、指摘をしていただきたいと思います。分かりますよね、この間説明していただいた、ちょっと長くなったんですがあれは。

金繁委員、どうですか。何かあるんですかね。

金繁委員。

○金繁委員 すいません、これ、今、議会関係例規の一部改正等、議会資料1、これの全部についてということでよろしいですかね。

○原田委員長 そうですね、はい。

(発言する者あり)

○原田委員長 意見があるっていうので、ちょっと聞きよるんです。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 この5本の例規について、ばらばらに進める、意見が出ると、まとまらんなので、1個ずつ進めていったほうが、まずは委員会条例から潰していきませんか。

○原田委員長 嘉喜山委員からそういう意見がございましたので、順番に聞いていきましょうかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 では最初の1番の愛南町議会委員会条例について、何かありませんかね。

一応、目は通してもらっていると思うんですが、前回は説明していただいたので、1番、ありませんか、1番。

金繁委員。

○金繁委員 これは条例なので、内容的にはいいと思うんですけども、電子データを含むということに明記されて、内容は賛成なんですけど、一応条例の一部改正で、もちろん議会にも出して、議決、審議・議決するんですが、その前に、一応条例という性質上、パブリックコメントをしたほうがいいのではないかなと思います。議会基本条例をつくるときもパブコメしましたので、その点を指摘しておきます。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 今言われたの分かるんですけど、これは、ここにも書かれているように、標準町村議会委員会条例に倣っているだけで、独自のものを制定するんじゃないので、そこはやはり、ある程度は割愛して、やったんでいいと私は思います。

○原田委員長 嘉喜山委員からの意見なんですが、これはどうですかね。

尾崎委員。

○尾崎委員 先般も確認をしたんですけども、今回、標準町村議会委員会条例が正式に変わったというところで、各全国自治体はそれを踏まえて今回、各規則等ですね、変えてくるわけなんですけれども、実際運用としては、既にここに書かれていることはもう愛南町議会でもやっていることであるので、特別これが制定されたけんで新しくやることではないというところで、変わることはないの、パブリックまでは必要ないかなとは、私は考えております。

○原田委員長 それでいいですか、金繁委員。

○金繁委員 はい。

○原田委員長 ということで、ほかに、ごめんなさい、ほかに意見ありませんかね。

池田委員。

○池田委員 私も尾崎委員と嘉喜山委員と同じ意見です。

○原田委員長 ということで、今後のスケジュール案としては、1番、愛南町議会委員会条例と、すいません、2番の愛南町議会会議規則、これはもう5番までいいですかね。このとおりでいいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 今後のスケジュール案としては、1番、愛南町議会委員会条例と、2番の愛南町議会会議規則の一部改正については、令和7年12月定例会に上程予定としております。

それでは、議会資料1のとおり、議会関係例規の一部改正等について、事務局案のとおり議会関係例規の改正・制定に向けて手続をしてよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそのようにいたします。

続いて2番の議会運営に関する申合せ事項等の確認についてですが、前回の委員会にて、議会運営に関する申合せ事項等の確認について、議会資料2に基づき事務局より説明がありました。

まず、12番の3月定例会開催日程の確認については、金繁委員より発言の訂正とかがしたい場合に3日以内にしないといけないという意見がありまして、定例会等における議案及び発言の訂正等の取扱いについて、事務局より説明をしてもらいます。

土居事務局長。

○土居事務局長 失礼いたします。それでは、定例会等における議案及び発言の訂正等の取扱いにつきまして、御説明いたします。タブレットの本日の資料のうち、資料3をお開きください。

こちらにつきまして、愛南町議会会議規則の条文を確認いたしましたところ、定例会中議案や発言の訂正は3日以内に行わなければならないという規定は見受けられませんでした。この3日間という期間につきましては、懲罰動議の提出に関する規定、こちらが第13章、懲罰のうち、第109条の規定に条文がございます。こちらの条文と情報が混同している可能性が高いのではないかと推測いたしました。

2番目に一覧表に記しております、事件、議案の撤回・訂正につきましては、愛南町議会会議規則第19条の条文で規定されております。規定の内容につきましては、一覧表の欄に記しているとおりでございます。

次の下段、動議の撤回につきましても、同じく第19条の条文に該当いたします。

発言の訂正・取消しにつきましては、第63条の条文に規定されておまして、その会期中に限り、議会の許可を得て、または議長の許可を得て、発言の訂正等ができることとなっております。

次ページをお開きください。

それぞれの規定の要点を一覧表にまとめております。こちらにつきましては、議案、事件の訂正等につきましては先ほど説明したとおりでございますが、議題になる前と後でそれぞれ議長、議会の許可というふうになっております。

先ほど冒頭で説明いたしました、愛南町議会会議規則におきまして、3日以内という期限に関連いたしますのは、第13章の懲罰、第109条の条文となっております。こちらにつきましては、懲罰に関する条文では、懲罰の対象となる事由が発生した日から3日以内というふうに条例化されております。したがって、愛南町議会会議規則におきましては、3日以内に訂正等を行わなければならないという規定はございませんで、該当するのは懲罰動議に関する規定となっております。

以上を踏まえまして、先般の議会運営委員会にて御説明いたしました3月定例会の開催日程につきましては、現在お示ししております日程案にて御了承いただきたく存じます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田委員長 ただいま事務局より説明がございました。金繁委員、これで納得できましたかね。

○金繁委員 はい、大丈夫です。

○原田委員長 よろしければ、3月定例会開催日程につきましては、現在お示しをしている日程でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそのようにさせていただきます。

次に、残りの11項目、12番の3月定例会開催と、あと13の議会報告・意見交換会の開催について以外ですね、以外の項目についての検討を進めていきたいんですが、どのように進めたらよろしいでしょうか。これの11番までですね。順番に聞いていきましょかね、皆さんの意見を。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 やはり簡単に済む1番と、今問題になっていますハラスメント9番、で、これ全体、かなり大きく影響するので4番の委員会付託、これを先にできたらと私は思います。

○**原田委員長** 嘉喜山委員より今、意見がございましたが、やはり早急に決めんといけんような事項、先ほど検討したと思いますので、今の嘉喜山委員の意見でよろしいですか、その順番でやっていくと。

金繁委員。

○**金繁委員** はい、いいと思います。追加ですいません、一つ、8のパソコン等の持込みについて、議員の中からも要望が出ていましたので、これも早急にしたほうがいいかなと思います。

○**原田委員長** じゃあ今出されたような項目について、検討していきます。

まず最初に1番の議会広報特別委員会の常任委員会への移行なんですが、これ、金繁委員長、委員長の意見としてはどうですかね。

金繁委員。

○**金繁委員** 本来、何か早急にということ、9月議会にもというような話もあったんですけども、またいろいろスケジュール皆さん忙しくて、今、12月か3月ということで、検討していただいていると思います。皆さんの御意見いただいて、早急にということだったんですけども、本当にスケジュールタイトなので、切りのいい3月でもいいですし、12月でも、私はどちらでもいいかなとは思いますが。

○**原田委員長** 嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** 今そういう意見も出ましたが、私は3月のほうがいいかなと思っています。

○**原田委員長** ほかに意見ございませんか。

尾崎委員。

○**尾崎委員** 私も3月議会に上程をして、承認されれば切りがいいので、4月1日から施行とかいう形はどうかと思います。

○**原田委員長** 池田委員。

○**池田委員** 私も3月でいいと思います。

○**原田委員長** 鷹野副委員長。

○**鷹野副委員長** のほうが区切りがいいし、それでいいと思います。

○**原田委員長** という意見が多いようですので、事務局、それで。

土居事務局長。

○**土居事務局長** ありがとうございます。皆様の意見から、3月定例会に常任委員会への手続を進めるということで、御意見承りました。

参考までに申しますと、ちょうど3月定例会というのが、あいなん議会だよりを、創刊号を発刊してからちょうど1年という区切りのいい時期となっております。3月定例会のときに特別委員会の委員会報告並びに委員会条例の改正等を行い、それが可決されれば、また新しい委員会の委員、そして委員長・副委員長を選任するという形になろうかと思っております。

目安といたしましては、大体2月中旬ぐらいまでに委員長報告なりがまとまって、3月定例会のほうに議案が上程できればというふうなスケジュールで考えております。

以上です。

○**原田委員長** ということで、この1番の広報特別委員会の常任委員会への移行については終わります。

続いて、4番やったかな、予算・決算の委員会の付託についてなんですが、皆さんの意見をお聞きしたいと思いますので、どうでしょうかね。委員会付託。

金繁委員。

○**金繁委員** 以前、嘉喜山委員のほうからね、委員会付託したほうがいいという、それで勉強会も放送されるようになったので、したほうがいいという御意見があつて、私も、実際、放送されるようになれば委員会で何が話されたかっていうのはもう町民も分かることができるので、本会議でもう簡単な質疑というか、で終わることは何も問題ないと思います。

ただその、今、委員会の放送が来年度ということになったので、その点、放送されないまま、いきなりその委員会主義になってしまうと、本会議でみんな黙って賛成、反対で終わる可能性があるのも、そこはやっぱり、私は放送とセットで、委員会のほうがいいと思うんですよ、予算・決算についてしっかりと議会の中で熟議するってことはすごい大事なことで、それはできていませんので、そういう意味では委員会になったほうが私もいいと思うんですけど、やはり放送とセットですることが私は必要だと思います。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ちょっと休憩をお願いします。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続いて会議を開きます。

それではこの4番の予算・決算の委員会の付託、これは来年の9月議会の決算から、できたら委員会付託ということで、それを目標に今後、研修を重ねていくと、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそのようにいたします。

次に、8番、委員会等会場へのパソコン等の持込みについて。これはほかの議会等を見ても、委員会には持込みが可能と、本会議はちょっと禁止というところが多いようですが、さあ、これについて皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

尾崎委員。

○尾崎委員 一応、希望する方がいらっしゃるということは承知しております。これについてちょっと調べたんですけども、パソコンを持ち込むことに関して、いろんなリスクも当然あるわけで、それを考えると、他の議会では、一般的ですけどもパソコンの持込みについては許可制ということで、議長なりの使用許可が必要であるということなんですけれども、そうするとそれなりの規則等もあらかじめ制定していないと、いざというときにいろんなリスクが起きるところで、調べてみますと、持込みするパソコンの種類とか使用目的は当然明記をする。あるいは、事前申込みとか、審査の仕組みも規則の中に明記する。また、使用のルールとか、禁止事項とか、セキュリティ対策も明文化していないといけないというところがあります。

万が一、違反があって、情報漏えい等があったときは、それなりの対応措置も制定をして、使用停止命令なども定めておく必要があるということで、そういった自治体も、ほとんどの自治体がそういったことを制定した中でやるんじゃないかなと感じました。

当然、導入できればそれにこしたことはないんですけども、もうちょっと時間をかけて、このことに関してはいろんな角度でリスク等も研究して、しっかりとしたところでやらないといけないと私は感じております。

○原田委員長 ほかに御意見ありませんか。

金繁委員。

○金繁委員 事務局にすいません、お尋ねするんですが、いろいろ調べていただいてありがとうございました。これ、委員会だったらメモする必要性とかすごくあるので、私は認めたあげたらどうかなと思うんですけど、全協とか。まあ本会議はね、音とかも気になるでしょうし、ちょっと厳しくはされているところが多いというのも納得できます。これ全協とか委員会で持込みを認めてる議会というのは、そのような規則なり申合せ事項なり、今、尾崎委員がおっしゃったような取決めのようなものってありますか。

○原田委員長 土居局長。

○土居事務局長 お答えいたします。

皆様にお配りしております、県内及び近隣自治体議会運営対応一覧、これナンバー1のほうの一番右の欄ですね、8、委員会等への自前パソコン等の持込み、こちらについて、今治市、東温市、久万高原町、内子町、宿毛市におきまして、持込み可となっております。

主にどのようなことを議員の方がされていますかというふうに問合せしましたら、事前に御自分で調べられた情報なり資料を自前のパソコン・タブレットに保存して、委員会等で持ち込んでいると。あとは先ほど金繁委員がおっしゃられたように委員会等のメモ等に使われているという事例が多いようです。

先ほど申されました、申合せ等で決められているところがあるというのは聞いたんですが、尾崎委員がおっしゃられたその要綱なり規則の制定までは、申し訳ないですけど確認が取れていませんので、その点につきましては確認しまして、また今後のこともありますので、参考となる先進自治体のそういった要綱、規則の例がありましたら、また皆様に情報提供いたしまして、今後の協議の参考にさせていただいたというふうに考えます。

以上です。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 今言われたように、やはりいろんな問題が出てきたらいけないので、確認してもらって上で、次回以降で検討するということがいいと思います。

○原田委員長 ほかに御意見ございませんか。

ないようでしたら、今の御意見を今後いろいろまた研究・調査して、それからということでもよろしいでしょうかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 はい、分かりました。

次に、9番のハラスメントに対する客観的な相談窓口についてですが、これは県の議長会のほうに問合せしておりますが、あれから何か進展ありましたか。

土居事務局長。

○土居事務局長 ハラスメントに対する客観的な相談窓口の設置につきまして、県の町村議長会の事務局のほうに問合せいたしております。

現在、その窓口、外部の組織が窓口になっていただくということで、まだ調整中というところでございました。まだ設置という確定まではいっていませんけど、前向きに進んでいるようでございます。

こちらにつきましては、ハラスメントに対する客観的な相談窓口についてということで、申合せの際、御意見がございまして、事務局のほうで、会議の始まる前にもお配りしておりましたが、愛南町議会ハラスメント防止条例案、そのほか付随する規則等を、案を作成しております。客観的な相談窓口の先には、こういった事案がないことが一番好ましいんですが、事案が発生した場合の対応といたしまして、先進事例を参考に、ハラスメント防止条例案ほかの例規を事務局のほうで作成しております。

前回の委員会でファイリングしたものをお配りしておりましたが、それから以降、またちょっと内容を見ておりまして、ちょっと不備がありましたので、本日、机の上に差し替えの分を置かせていただいております。

概要といたしましては、愛南町議会ハラスメント防止条例案の第7章に、第21条から第24条まででしたが、懲罰に関する条文を規定しておりました。こちらについては、地方自治法第135条から第137条までの規定でございまして、議員の議会の運営秩序を乱した場合や、議員としての議会活動上の非行、暴言や議場での混乱行為、議決軽視等に限って適用されるものでございました。したがって、議会外での行為、例えば私生活上での不祥事や他議員等へのハラスメント等には適用されませんので、今回、その第7章のところを、議会外での行為にも適用できるように、倫理上の措置ということにいたしまして、修正をしたのが差し替えの

主な要因でございます。

それに伴いまして、条例案の逐条解説案、条例施行規則案、条例施行規則の逐条解説案、それとあとフローチャート案、運営細則案等を、該当するところを差し替えしておりますので、またそれ以外のところは皆様御確認いただいていると思うんですが、また改めて御確認いただいたと思います。

内容につきましては、皆様既にお配りしているので、御確認いただいていると思われませんが、かなりボリュームが大きいので、なかなか一回の会議等で決まるものではないのかなというふうに考えております。当初、愛媛県内では6月定例会におきまして上島町議会が既に議会のハラスメントに関する条例のほうを制定しております。皆様にお配りしておりますファイリングの後ろのほうにも、参考までに、上島町の条例、そして規則の案であったと思うんですが、まだ規則のほうはかちっと制定されていないということで、ちょっと御無理を言いまして、参考までにお分けていただいている次第でございます。

当初、上島町の条例と規則の案を参考に本町の条例案等を作成しておりましたが、先進自治体の事例のいいところをかいつまんで、かなり修正しておりましたら、あまり原型をとどめないような形にはなっているのは皆様御存じだと思っております。できる限り想定できる項目については例規のほうに盛り込んだつもりではございますが、本日も差し替えがあったように、不備等はまだあると思われしますので、皆様の御意見を参考にこちらの例規のほうを完成できればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○**原田委員長** 今、事務局より説明がございました。多少改正した点もありますので、また皆さんこれ、十分に目を通していただいて、また……

金繁委員。

○**金繁委員** すいません、急に口挟みまして。見てきましたので、幾つか、また修正して下さると思うんですけど、幾つか、気づいた点、言わせていただいてよろしいでしょうか。

○**原田委員長** はい、どうぞ。

○**金繁委員** すいません。既に12バージョンということで御苦労さます。

まず、定義なんですけど、2条の、ハラスメントの定義、パワハラ、セクハラ、マタハラなどありますが、これ言動に限られているんですよね。例えば暴力とか、いろんな態度がありますので、言動に限らないと思うので、ここの定義をもう一度、注力していただけたらと思います。

次に7条なんですけれども、議長が調査を行うって書いてあるんですが、事実関係の調査を議長がすることはもちろん大事なんですけど、審査会に対して、12条で、諮問することができるということなんですけど、議長が審査をして、審査会にかけるかどうか議長が判断することなんです。

で、このハラスメント防止条例をつくるそもそもの目的というか、私がお願いしたのは、その客観性だけじゃなくて、審査会の客観性だけじゃなくて独立性もすごく大事だと思っています。第三者機関という独立性。ですので、議会の中で主観的に判断したりとか、懲罰されるのではなくて、独立した、客観的な第三者機関によって判断されるべきだと思っています。

そういう意味で、やはり議長の権限というのはやはりその、外の専門的な機関によって判断されることが大事ですので、この、6条、7条、12条の議長ができるで、議長の主観的判断によって審査会に付したりとか、議長が動いたりとかっていうことになっているんですけど、ここはぜひ独立性をしっかりと規定している議会の条例のほうをちょっとチェックしていただいて、御検討いただけないでしょうかというのが2点目です。よろしいでしょうか。

3点目もそれと関係するんですけど、16条で、必要な措置を講じなければならないんですが、必要な措置っていうのは、審議会が12条で出した対応措置について、具体的にこういう対応をするのが適切であるという方針に基づいて、それに従って必要な措置を講じるのであ

れば、独立性、客観性が担保されると思うんですけども、それと離れたところで、それは無いと思うんですが、そう読み込む余地もあるのでこの16条、議長が必要な措置っていうのを主観的に判断して講じるのではなく、審査会の判断に従って措置を講ずるというふうに読めるように明確化していただけたらというのが3点目です。

すみません、今日のところは以上3点、気づいたので、お願いします。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 先ほどの金繁委員の御指摘ありがとうございます。

まず、条例案の第6条と第7条、議長はという冒頭、始まりにはなっているんですが、現実的に議長が事実関係の調査であったりとか、相談窓口、第一の相談窓口になったりっていうのは、無理だと思います。一応、こちらは先進事例の条文を参考にはしたんですが、現実的には、例えば第7条の第2項にありますように、事務局職員、我々が調査なりの第一報の調査、その後、第三者機関に調査のほうを任せるにしても、窓口としては何かしら愛南町の議会の中で窓口がないといけないと思いますので、第7条第1項では議長はという始まりではあるんですけど、現実的に事務を行うのは第2項にあります事務局職員の補助ということになるのかというふうに思っております。

あとは、第12条に金繁委員が御心配されていましたがその審査会自体が第三者的な機関ということで、審査会自体は条例案の第10条のほうに条文を載せております。こちらについてはまだ、正直なところ条例案の段階ですので、第10条第3項に規定しております、第1号から第4号まで上げる中から、外部の方で委員は構成されるような条文にしております。

こちらについて、事案が発生して、第一報の申請なり申立ての受付は事務局がしたとしても、第三者的な客観的な目で内容を確認し、審査するのはやはりこの第10条に条文化しております審査会ではないかというふうには考えておりますので、第12条の条文の、審査会に諮問することができるというような条文を明記しております。

現実的には事務局職員が、事案があった方からの申立てを受付し、必要最低限の内容の調査確認をした上で、この審査会に議長のほうから諮問していただくような形になるんじゃないのかなというふうには考えております。

第16条の対応措置につきましては、金繁委員がおっしゃられたような捉え方もありますので、そういった審査会の答申したことを基にというような条文になるのをまたちょっと、参考事例等を参考にして、条文のほうを若干修正する必要があるのではないかなというふうには考えております。

御質問のところにづく回答は以上でございます。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 ありがとうございます。また検討をお願いします。

一番最初に答えていただいた、議長と審査会との動きの連携なんですけれども、議会事務局の実際には補助が入って、審査会に移行していきだろうということなんですけれども、ただ条文を素直にさっと読んだときに、やはり全て、議長が主観的に判断して、審査会に委任するかどうかっていうことを決めていくっていうことになっているので、やはりそこは、ある程度、やはりその審査会の独立性、それから審査会にもう自動的に、ほぼ自動的に審査をしてもらえるような書き方にしていただいたほうがいいのかなど。

例えば10条の、議長がハラスメント事案について客観的かつ公正な判断を要すると認めるときはってありますよね、だから客観的、公正な判断を要すると認めるときっていうのはじゃあ議長が、そうじゃないと、別にここはある程度主観的に判断していいんだって判断すれば、もう審査会に持っていかれることはないの、やはり、実際にはないとしても、やはり条文としてはきっちりと客観性を担保しておいたほうがいいのかなどと思ひまして、ぜひ御検討をお願いします。すみません、13バージョン以上になりますけど。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 これっていうのは、基本的に条例とかはこういう書き方するんだけど、逐条解説の中で、実際のこうという解釈を入れれば問題ないんじゃないかなと私は思うんですけど。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 そういう考え方もあると思います。ただ、逐条解説までなかなか読まないで、やっぱりどうしても情報にさっと当たって、法律の専門家とかも、ああ10条にこうあるから、議長がある程度主観的に判断して、必要がないと判断してもしようがないですねっていうふうに、やっぱりならないとも限らないので、やはり情報はできるだけずっと素直に読んで、動けるようにしたいほうがいいのかなと。その辺、ほかの自治体、議会がどうされているか、ちょっとすいませんが、調べて検討いただけたらと思います。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 ありがとうございます。金繁委員がおっしゃられた御意見もよく分かります。

私は条文を読んでなかなか分かりにくいっていう個人的な思いもあって、逐条解説も今回セットでお示しております。嘉喜山委員がおっしゃられたように、逐条解説にも明記は必要ですし、極力ほかの自治体がどういうふうに、多分、おおよそこういう明記やったんですけど、またさらに、もしかするともっと適した条文があるかもしれないので、またそこは再度、ちょっと調査してみます。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

それで、本当にこれ11バージョン、12バージョンまでつくっていただいて、大変な労力をかけて、時間をかけていただいていると思います。

これ、個々の議会が、事務局がこれをやること自体、勉強になるしっていうメリットもあるんですけど、やはり負担もすごく大きいので、例えばそこを県の町村議会議長会とかに、スタンダードな条例と逐条解説みたいなものをつくってもらうということをお願いしてはどうかと思うんですけど、そんなことはできないんですか。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 それは多分、これをつくる前に一応問合わせはしました。ただ、県内では、先ほど説明したように上島しかできていません。ただ内容は皆さん御存じのとおり、見ていただいたら分かるんですけど、議長会の取組を待っていたらちょっと、スピード感が遅くなるので、私はもう、全国の先進自治体のこういったハラスメントに関する例規が載っているサイトがあったんですが、そちらのほうの参考になる部分をピックアップして、今回、これバージョンがかなり増えたというのは私の知識が不足しているところもありまして、なかなか、これだけつくったらいいわけじゃなくて、ほかのうちでいう会議規則とか、地方自治法とか、いろいろこうリンクさしていけないといけないのが、一遍にできなくてこんだけバージョンが増えただけでございまして、なかなか、と言いながらも、まあそういった本日も皆さんから御意見を頂いて、またさらにブラッシュアップできるのかなあというふうに考えております。

また内容については皆様、御確認いただいていると思うんですけど、今後といたしまして、例えば今、条例案でお示ししておりますが、一番最後の段の、例えば別表のところとか、委員会のところの報酬とか費用弁償については、案的に今載せているだけなんですけど、この辺りの金額のすり合わせとか、会長を置いたりとか、ほかの役職を置いたりとかいう、そういう細かなところのすり合わせも必要になってきますので、またその辺りの御意見もまた今後御検討いただいたらというふうに考えております。

あと事務の流れについては、愛南町議会ハラスメント事案対応フローチャート案というのを、これも自分の確認用がメインではあったんですけど、一つおつけしております。こちらについてもまた見ていただいて、ちょっと分かりにくいということであればどんどん修正していつて、

議員の皆様や、例えばほかの方が見られて分かりやすいような形に精査できればなあというふうに考えています。

あとは、気づいたところでいうと、規則案については、この様式については、先進事例のところを見て、こういうのがいいんじゃないかなあという自治体にお問合せをして、ちょっと様式を分けていただいたのはちょっと、修正さしていただいております。こちらについてもまだまだ改良の余地はあるかもしれませんので、細かなところがございますが、こういったところにつきましてもまた御意見を頂けたらと思っております。

構成といたしましては、一番基となる条例がございまして、その下に運用していく施行規則があります。施行規則でハラスメントの審査会については運営細則を設けまして、最初は条例なり規則でかなり盛り込んでいたんですけど、結構ボリュームが大きくなったので、今、ハラスメント審査会運営細則ということで、別立てで今、さしていただいております。当初は検討していく中で、条例案なり規則案なりにボリュームがちょっと大きくなったので、こういった形を取らさしていただいているのを補足説明さしていただきます。現時点で私が気づいているところは以上です。

冒頭説明いたしました懲罰の関係の解釈がちょっと足らなかったという点が、今回、本日の資料の差し替えでは大きな点でございましたので、その辺りも含めましてまた再度、気づいた点がありましたら御指導いただけたらと思います。

以上です。

○原田委員長 この件につきましてほかに何か御意見。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 休憩をお願いします。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ということで、ただいまこの件につきましては、いろいろ御指摘もございましたので、いろいろ事務局のほうでもまた調査研究をしていただいて、次回の議運のほうで、皆さんで協議をしていきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 その他の項目なんですけど、どうでしょうかね、これ。御意見を伺いましょうかね。

例えば、10番の政務活動費。今日せつかくでするので、皆さんの御意見を聞きましょうか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 これ、こういう制度をつくること自体に反対はしません。ただ、今の、それ施行するのが今の時期かっていったらちょっとどうかなということを思っています。

以上です。

○原田委員長 ほかに何か御意見ございませんかね。

金繁委員。

○金繁委員 愛媛県の町村議長会の研修で、江藤先生も、政務活動費については早く条例を、愛媛県の町議会は全くつくっていないので、早くつくったほうがいいですよというお話をされました。で、その数年前にも江藤先生がここに来られたときに、政務活動費の条例をまだつくっていないのは恥ずべきですっていうことははっきり言われまして、なので、県内まだほかの町議会やっていないんですけども、町村議長会としても、やはり、もっと、先生がね、ああいうふうにも言われていますので、動いていただけたらなあというふうにも思います。その辺、どうなんですかね。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 県内の町村議会におきましては、資料のほうでお示ししているとおり、まだ、現

在、政務活動費を導入している自治体議会はございません。

ちょっと範囲を広げまして、四国内までちょっと広げて、調べてみました。こちらについては、香川県のほうで、町ですね、三木町、宇多津町、綾川町ですかね、こちらのほうが町議会のほうでは政務活動費のほうを導入されているようでございました。

高知につきましても、聞きましたところ、市においては導入しておりますが、町についてはまだ導入されておられません。

議長会のほうの研修でもそういった御意見なんかのお声もございました。

先ほど嘉喜山委員がおっしゃられたことも分かりますし、先般の議会報告・意見交換会での議員報酬等に関する御意見等もありましたので、また皆さんで御協議いただいて、政務活動費については、導入、導入しない含めて、また導入時期につきましても御協議いただいたらというふうに事務局では考えております。

以上です。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 ありがとうございます。報酬について、この前、町民との意見交換会の中で、もっとこう町民にね、その説明をして、意見を聞くべきではないかっていう御意見を頂いて、本来ならばそうすべきだったと思うんですけど、多様な人材に選挙に出席いただくということで、今回はそれで審議会だけを通したってということだったと思うんですけど、やっぱり政務活動費も、時期的にはこのね、一般の町民が、物価が上がって大変なときで、議会だけ、政務活動費とはいえさらなる出費をするっていうのはどうかっていう意見もあると思います。

一方で、やはり政務活動費の必要性っていうことも、町民の方にも理解をして広めていく必要もありますので、例えば江藤先生のような方に愛南町で話していただいて、それを町民の方にも聞いていただく、町民の方から質問や意見を頂いて、その上でまた私たちが協議するっていうプロセスを、このことが大事かなと。それからまた公聴会開いて、町民の意見を聞く、そのときにはやはりその両方のメリット・デメリットっていうのもしっかり理解していただいた上で、意見を頂くと。まずは勉強するっていうことが必要じゃないかなと思います。

私たちはね、江藤先生、何回もお話聞いて、研修を受けて、その必要性っていうのは分かっているんですけど、町民の方にはなかなか、そこはまだまだ伝わっていないと思うので、そこは丁寧にしないといけないかなと思います。

○原田委員長 池田委員。

○池田委員 私も、今、議員報酬を上げたばかりで、時期がちょっと早い。それと、もう少し政務活動費について、私たちも知識を深めていかんといけんと思います。

それで、これ、政務活動費、ほかの先進町村の政務活動費ってどういう内容に使われているかっていうのもちょっと知りたいな。記憶では定かではないんですが、積極的に研修とかそういうのに使われとるところもあれば、コピー代とか、新聞代とかっていうのもあったような、記憶定かでないんですが、その内容等もやっぱり自分たち知識つけとかんと、町民の方に説明するにしても、何に使うんぞって言われても、そこら辺はもうちょっと期間をもって、じっくりと知識を深めたほうが良いと思います。

以上です。

○原田委員長 ほかにございますか。

吉田議長、この政務活動費は今、県の議長会ではこういった話題というのはまだ出ていないですか。

○吉田議長 まだ、ないです。出ていないです。

○原田委員長 分かりました。

ということで、今、皆さん御意見がありました。これも、政務活動費についても、これからちょっといろいろ調査研究して、納得した上で結論を出していきたいと思いますので、今日は

もうこの程度にしたいと思います。

ほかの項目でこれをやってもらいたいというのがあれば。今日どうしてもやってもらいたいというのがあれば。もういいですか。いいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長　じゃあ今日はこの程度に、検討項目はここで終わりにしたいと思います。

続いて、次回の議会運営委員会の開催予定についてなんですが、次回の議会運営委員会開催予定日を決めたいと思いますが、お手元の議会運営委員会協議スケジュール案を確認しながら、協議をしてもらえればと思います。

土居事務局長。

○土居事務局長　以前お配りしたファイルの中に、今後行われる議会の予定等はお示ししております。直近で、例えばほかの会議の予定を申しますと、来月11日が12月定例会に伴う議員全員協議会が、これ午前中にございます。14日が、午前中が産業厚生常任委員会がございます。11月26日が、午前中が12月定例会の一般質問に係る議会運営委員会がございます。それから以降についてはもう12月定例会になりますので、11月で決まっているところでいうと今の日程になります。

11月5日は産業厚生の特原町視察が入っていたり、11月の下旬、25日でしたか、一般質問の締切りが25日だったと記憶しておりますので、そちらのほうのスケジュールも頭に入れていかなければならないのかなというふうに考えております。

ほかの会議が、例えば午前中であって午後から行うということであれば、先ほどお知らせした会の午後からというのも一つの案ではないかというふうに考えております。

御検討のほどよろしくお願いします。

○原田委員長　今、事務局より日程の説明がありましたが、どうでしょうかね。皆さん都合のいい、どうしても都合悪いという日があれば言っていただいたら。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員　休憩をお願いします。

○原田委員長　暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次回の議会運営委員会の開催予定日なんですが、11月11日、火曜日の午後1時半から、ということで決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長　はい、じゃあそのようにします。

その他、何かありませんかね。

土居事務局長。

○土居事務局長　失礼します。その他といたしまして、議会基本条例の検証について、皆さんに御確認いただけたらと思います。タブレットのほうに、参考資料として、令和6年度の愛南町議会基本条例検証結果報告書のほうを提示しております。こちらを参考にさせていただいて、次回、次回が11月11日ですかね、その議運の中で再度、方法について御協議いただけたらと思いますので、また皆様、各自、昨年の報告書等を御確認いただいて、今年度どういうふうにするかをお考えいただいて、次回の委員会に臨んでいただけたらと思います。

以上です。

○原田委員長　それでは、以上で閉会します。

じゃあ副委員長、挨拶をお願いします。

○鷹野副委員長　大変お疲れさまでございました。いろいろと山積みなこと、またこの議運の大切な、我々がしっかりしていけないといけないという部分もありますので、今後とも皆様よろし

くお願い申し上げまして、議会運営委員会を終了いたします。

委員長